

請願第 1 号

請 願 書

ふじみ野市立公民館条例と上福岡西公民館を廃止しないことを求める請願

紹介議員

塚越洋一
足立志津子

[件名]ふじみ野市立公民館条例と上福岡西公民館を廃止しないことを求める請

願

[請願の趣旨]

別紙

令和6年2月15日

ふじみ野市議会

議長 島田和泉様

請願者

住所 ****

氏名 ふじみ野市の公民館を考えよう会

代表 太田政男

件名

ふじみ野市立公民館条例と上福岡西公民館を廃止しないことを求める請願

請願の趣旨

公民館は、憲法・教育基本法・社会教育法に定められた住民の学習権を保障する社会教育施設で、図書館、博物館と並ぶ中心施設です。それは、住民の「自ら実際生活に即する文化的教養」を高め、生活課題や地域課題を解決する地域の自治力をはぐくみ、地域づくりに貢献する重要な施設といえます。

ふじみ野市の公民館は、旧上福岡市、旧大井町の時代から活発な活動を行い、住民の学習・文化活動を盛んにし、たくさんのサークル・団体を育て、全国的にも注目される成果をあげてきました。

ふじみ野市はすでに上福岡公民館、大井中央公民館と分館を廃止し、ステラ・イースト、ステラ・ウエストという文化施設を発足させましたが、公民館も図書館同様、複合施設として継続することは十分可能であったと思います。文化施設で社会教育の機能を引き継ぐとされましたが、社会教育施設としての色彩が弱まることは否めないと思います。

今回の公民館条例と上福岡西公民館の廃止について審議された社会教育委員会議の答申では、「今後は『公民館』という特定施設に捉われず、様々な場所で柔軟な社会教育事業の展開を進めること」が謳われているようですが、これは公民館を廃止する積極的な根拠とはならないことだと思います。またそれが審議された社会教育委員会議の令和5年11月27日と12月4日の議事録を見ると、西公民館の廃止に対して多くの批判や疑問が出され、短時間で審議に疑問も出されているようです。

最近、公民館の現状に対する批判があるように言われますが、それを招いたこと自体が行政の問題であり、社会教育行政の分立・分散の克服、専門的職員を含む職員体制の充実、使いやすいシステムへの改善などによってそれを解決し充実することこそが行政の責任であると考えます。

公民館は、建物（部屋・施設）があり、教育機関としての法的な規定があり、充実した職員体制があっこそ、それらが一体となって社会教育機能が発揮されます。社会教育機能の継続が謳われてもそれが法令の規定や組織として確かに担保されなければなりません。加えて他行政との交流と協力、市民の参加があっ初めて協働の成果が生まれる筈です。

このようなことからふじみ野市立公民館条例を廃止することを見送り、今後の関係団体・市民と行政の討論に委ねるようにはしていただきたいと思います。

請願事項

- 1 ふじみ野市立公民館条例と上福岡西公民館を廃止しないこと。

以上、請願いたします。